

令和6年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
—	2 基本方針及び組織 (14) 業務継続計画等	(削除)	【基本的考え方】 1 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める。 ＜参考＞ 令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」 ・業務継続ガイドライン ・児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形） ・研修動画（児童福祉施設に係るBCPについて） ・感染症対策マニュアル ・研修動画（児童福祉施設に係る感染症対策について） 【観点】 1 業務継続計画を策定し定期的に見直しを行っているか。 【関係法令等】 （1）都条例第11条第1項、第3項 【評価事項】 （1）業務継続計画の策定又は定期的な見直しを行っていない。 【評価】 B	項目の整理等

令和6年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
—	2 基本方針及び組織 (14) 業務継続計画等	(削除)	【基本的考え方】 2 研修及び訓練の実施 (1) 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するように努めなければならない。 【観点】 2 定期的に研修・訓練を実施しているか。 【関係法令等】 (1) 都条例第11条第2項 【評価事項】 (1) 業務継続計画について研修・訓練を実施していない。 【評価】 B	項目の整理等
—	2 基本方針及び組織 (14) 業務継続計画等	(削除)	【基本的考え方】 (2) 児童福祉施設は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するように努めなければならない。 【関係法令等】 (1) 都条例第12条第2項 【評価事項】 (1) 感染症及び食中毒の予防等について研修・訓練を実施していない。 【評価】 B	項目の整理等

令和6年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
6	3 就業規則等の整備 (3) 育児休業規程等	【基本的考え方】 1 育児休業 (1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を<u>養育</u>する労働者が休業を申し出ることにより、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。 （略）	【基本的考え方】 1 育児休業 (1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を<u>療育</u>する労働者が休業を申し出ることにより、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。 （略）	文言修正
12	4 職員の状況 (3) 採用、退職	【基本的考え方】 2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 ①（略） ② <u>有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む）</u> ③ <u>就業の場所及び従事すべき業務に関する事項（就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む）</u> ④～⑥（略）	【基本的考え方】 2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 ①（略） ② <u>期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項</u> ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④～⑥（略）	根拠法令（労働基準法施行規則）を基に修正

令和6年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
12	4 職員の状況 (3) 採用、退職	【基本的考え方】 3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 <u>なお、有期労働契約の締結において、その契約期間内に無期転換申込権が発生する場合は、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件を明示する必要がある。</u> ＜パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項＞ 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、<u>短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等</u>に関する事項に係る相談窓口	【基本的考え方】 3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 ＜パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項＞ 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、<u>短時間労働者の雇用管理の改善等</u>に関する事項に係る相談窓口	根拠法令（労働基準法施行規則等）を基に修正
19	11 災害対策の状況 (3) 消防計画等	【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) 東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）<u>第4条第4項</u> (4)～(5) (略)	【関係法令等】 (1)～(2) (略) (3) 東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号） (4)～(5) (略)	関係法令等精査

令和6年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（運営関係）

改正基準 (案)の 該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
20	11 災害対策の状況 (6) 災害発生時等への備え	【項目】 (6) 災害発生時等への備え 【基本的考え方】 (略) <u>また、保育所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。なお、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとされている。</u> <u>保育所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。また、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u> <u><参考></u> <u>令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」</u>	【項目】 (6) 災害発生時等への備え 【基本的考え方】 (略) (追記)	項目の整理等
22	11 災害対策の状況 (8) 安全対策	【関係法令等】 (1) (略) (2) 保育所保育指針第3章3(2)、第3章4 (1)、(2)、(3) (3)～(5) (略)	【関係法令等】 (1) (略) (2) 保育所保育指針第3章3(2)、第3章4(1) (3)～(5) (略)	関係法令等精査

令和6年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	項目番号 関係法令及び通知等	46 令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について（通知）」 47 昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」 48 令和4年6月13日府子本679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について（通知）」 49 昭和57年7月2日57福児母第353号「保育所における事故防止について」 50～52（略） 53 令和5年12月14日こ成安第143号、5教参学第31号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	（追加） 46 昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」 47 令和2年6月12日府子本第659号、2初幼教第10号、子少発0612第1号、子保発0612第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」 48 昭和57年7月2日57福児母第353号「保育所における事故防止について」 49～51（略） 52 令和5年12月14日こ成安第143号、5教参学第31号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	・ 項目番号46の新規追加による47から53までの連番修正 ・ 通知発出による修正
凡例	項目番号46 略称	5福祉子保第3004号通知	（追加）	新規追加
凡例	項目番号48 略称	府子本第679号通知	府子本第659号通知	通知発出による修正

令和6年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
17	3 健康・安全の状況 (5) 疾病等への対応 イ 感染症 基本的考え方	<u>感染症やその他の疾病の発生予防に努めること。</u> 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常を実施する必要がある。 子供の年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。 タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。 (感染症予防対策の例) ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・食事の直前及び排泄又は職員が排泄の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 参考 「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月厚生労働省) 感染症やその他の疾病の発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	<u>感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u> 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常を実施する必要がある。 子供の年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。 タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。 (感染症予防対策の例) ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・食事の直前及び排泄又は職員が排泄の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 参考 「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月厚生労働省) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	所用の文言修正

令和6年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
19	3 健康・安全の状況 (6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止 基本的考え方	乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。 1歳以上であっても子供の発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子供については特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。 ・児童の顔が見える仰向けに<u>しっかりと</u>寝かせる。 ・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。<u>顔色がしっかりと確認できること。(採光、布団等が顔にかぶっていないか。)</u> ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・<u>必ず大人が見ていること。(子供から目を離さない、子供全員が見える位置につく、死角を作らない。)</u> ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子供を1人にしない。(子供だけにしない。) ・保育室内の禁煙を徹底する。 ・<u>日々、個々の体調確認の徹底(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等)</u> 参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。 1歳以上であっても子供の発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子供については特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。 <u>【対策例】</u> ・児童の顔が見える仰向けに寝かせる。 ・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。 ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子供を1人にしない。(子供だけにしない。) ・<u>保育室内は禁煙とする。</u> 参考 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	・通知発出を踏まえた文言修正 ・所用の文言修正

令和6年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準 (案)の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
19	3 健康・安全の状況 (6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止 観点1 関係法令等	(1) ～(6) (略) (7) <u>5福祉子保第3004号通知</u>	(1) ～(6) (略) (追加)	通知発出による関係法令等修正
19	3 健康・安全の状況 (6) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止 観点2 関係法令等	(1) ～(6) (略) (7) <u>5福祉子保第3004号通知</u>	(1) ～(6) (略) (追加)	通知発出による関係法令等修正
22	3 健康・安全の状況 (7) 児童の安全確保 ア 事故防止 関係法令等	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) <u>児発第418号通知</u> (3) <u>雇児総発第402号通知</u> (4) 府子本第 <u>679号通知</u> (5) <u>児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</u>	(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) <u>雇児総発第418号通知</u> (3) <u>雇児総発第402号通知</u> (4) 府子本第 <u>659号通知</u> (5) <u>児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)</u>	所用の修正

令和6年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（会計経理）

改正基準(案) の該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
2	Ⅱ 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）の会計経理 1 委託費の弾力運用 （2）積立資産 ア 積立資産の管理等	【観点】 3 積立資産に対応する預貯金等を保有しているか。 【関係法令等】 3 経理等通知1(3)、(4) 【評価事項】 3 積立資産に対応する預貯金等を保有していない。 【評価】 C	(新設)	通知に合わせて項目追加
2	Ⅱ 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）の会計経理 1 委託費の弾力運用 （2）積立資産 ア 積立資産の管理等	【観点】 4 積立資産について他の事業の資金を同一通帳により管理保管している場合は、通帳等の内訳を管理しているか。 【評価事項】 4 積立資産が保管されている通帳等の内訳を管理していない。 【評価】 C	(新設)	通知に合わせて項目追加

令和6年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（会計経理）

改正基準(案) の該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
6	Ⅲ 社会福祉法人以外の者の会計経理 (1) 経理処理等	【基本的考え方】 認可保育所の決算書は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。 企業会計で作成した決算書から組み替えて、社会福祉法人会計基準により決算書を作成している場合には企業会計で作成した総勘定元帳と金額が一致しない項目について、その理由及び金額を管理する必要がある。 【観点】 4 企業会計で帳簿を作成し、行政提出用に社会福祉法人会計基準に準じた様式で決算書を作成している場合は、決算書の各勘定科目の金額の根拠等について、企業会計で作成している帳簿との整合性がとれているか。 【関係法令等】 4 第295号通知 第1の3(3)② 【評価事項】 4 帳簿と決算書の整合性がとれていない。 【評価】 C	(新設)	通知に合わせて項目追加

令和6年5月 認可保育所指導検査基準の主な改正内容（会計経理）

改正基準(案) の該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
6	Ⅲ 社会福祉法人以外の者の会計経理 (1) 経理処理等	【観点】 5 保育所の貸借対照表に計上された現金預金が存在するか。 【関係法令等】 5 第295号通知 第1の3(3)② 【評価事項】 5 保育所の貸借対照表に計上された現金預金が存在しない。 【評価】 C	(新設)	通知に合わせて項目追加
6	Ⅲ 社会福祉法人以外の者の会計経理 (1) 経理処理等	【観点】 6 現金預金について他の事業の資金を同一通帳により管理保管している場合は、通帳等の内訳を管理しているか。 【評価事項】 6 現金預金が保管されている通帳等の内訳を管理していない。 【評価】 C	(新設)	通知に合わせて項目追加